

●香川県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年12月10日から平成23年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 国分寺中通線（39号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町大字畑田字生子2627 番8地先から 綾歌郡綾川町大字畑田字生子2619 番1地先まで	前	12.3~14.4	39	道路改修工事に伴う現 道拡幅のための一部区 域の追加による区域変 更並びに当該変更によ
綾歌郡綾川町大字畑田字生子2627 番16地先から 綾歌郡綾川町大字畑田字生子2619 番1地先まで	後	10.5~14.4	79	り追加された区域及び 平成10年香川県告示第 769号で変更した区域 の一部の供用開始

- 4 供用開始の期日 平成22年12月10日